

南砺市暫定使用による市場調査（トライアル・サウンディング）募集要項

令和7年11月 南砺市

1 暫定使用による市場調査（トライアル・サウンディング）の概要

（1）概要

トライアル・サウンディング（以下「トライアル事業」）は、市の公共施設及び未利用地等（以下「公共施設等」という。）の利活用に関する事業提案を検討している個人または団体が、提案対象として検討している公共施設等の立地条件や使い勝手、提案事業の採算性等を調査することを目的とし、公共施設等の一部または全部を暫定的に使用して事業を実施できる制度です。

市が認めた場合は、原則として現状復旧することを前提として、施設の改修等も可能です。

（2）重点募集施設

表 重点募集施設一覧

対象施設	所在地	延床面積 (m ²)	年間利用者数 (人)
園芸植物園	南砺市柴田屋 128	1,093	16,744
利賀国際キャンプ場	南砺市利賀村上百瀬東山 88	1,816.35	2,750

・重点募集施設以外の施設も、随時トライアル事業を募集しています。

・年間利用者数は令和3年度から令和5年度まで3年間の平均です。*

*公共施設マネジメントシステムより抜粋 (<https://pfms.mycityforecast.net/>)



（3）使用期間

使用期間は原則として1年以内としますが、市が認めた場合は延長も可能です。

2 参加要件等

（1）参加要件

提案者は、提案内容を実行できる意思と能力を有する個人または団体（法人格の有無は問わない）とします。共同企業体で提案される場合は、構成団体分も併せて提出してください。提案者は、市及び施設管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

（2）資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ①契約を締結する能力を有しない者
- ②過去2年間に市の入札・契約において不正又は妨害等を行った者
- ③市区町村税に滞納がある者
- ④禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑦公有財産に関する事務に従事する市の職員
- ⑧その他市長が不適当と認めた者

3 トライアル事業実施の流れ

（1）申請書類の提出

提案者は、事業実施予定日の20日前までに、南砺市財務規則（令和6年3月29日規則第7号）第201条に規定する行政財産使用許可申請書を提出してください。申請を行う場合は、事務局と、必ず事前面談を行ってください。また、必要に応じ、現地調査を行うことができます。

ア 事前面談（必須）

事前面談の申込みを行う場合は、事前面談申込書（様式第1号）を電子メールで事務局に提出してください。

イ 現地調査（任意）

現地調査を希望される場合は、現地調査申込書（様式第2号）を電子メールで事務局に提出してください。なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

（2）申請内容の審査

事務局及び公共施設等の所管課において、申請書類を審査します。なお、必要に応じ、ヒアリングを実施します。また、事業内容や回数等について、市がトライアル事業の目的から逸脱していると判断する場合や、単に行政財産使用料等の免除を目的とした事業であると判断する場合等は、トライアル事業の実施を認めません。

（3）使用許可等

ア 市がトライアル事業の実施を認めるときは、トライアル事業を実施する提案者（以下「調査事業者」という。）に、行政財産使用許可書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(4) トライアル事業の実施

調査事業者は、使用許可等に基づき、トライアル事業を実施します。

(5) 事業の中止

調査事業の内容が申請時と大きく異なるなど、トライアル事業の目的から逸脱し、市から警告を発せられても改善が見られない場合は、使用許可等を取り消す場合があります。その場合、調査事業者に発生した損害について、市は責任を負いません。

(6) ヒアリング調査（必須）

トライアル事業終了後、調査事業者は、市が行うヒアリング調査に協力する必要があります。その際、調査事業者は、トライアル事業の収支・集客状況や事業化に向けた課題、公共施設等の使い勝手に関する調書など、市が求める資料を提出する必要があります。

図1. 手続きの流れ



(7) 留意事項

ア 費用負担

トライアル事業に係る行政財産使用料等は、原則免除します。ただし、調査事業の実施に係る全ての経費は、調査事業者が負担してください。なお、トライアル事業の内容によっては、電気・水道料等の実費部分を調査事業者に負担してもらう場合があります。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

(ア) 提出書類の著作権は提案者に帰属します。

(イ) 提出書類は、原則返却しません。

(ウ) 提出書類は、資格審査及び提案審査以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(エ) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

(オ) 提案者が調査事業者となった場合、提出書類の著作権は市に帰属するものとします。

ウ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは調査事業者に帰属するものとします。

エ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 本要項2 (2) に定める資格要件を満たさない場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) その他、市が定める手続きを遵守しない場合

提案書類提出後に提案を取り下げる場合は、提案取下届（様式第3号）を提出してください。

4 留意点

- (1) トライアル事業の実施に伴い、調査事業者及び市以外の第三者にアイデアやノウハウ等が知られることで生じるリスク等については、市は一切の責任を負いません。
- (2) トライアル事業の実施は、その後の公共施設等の利活用に関する提案事業の採択を保証するものではありません。
- (3) 市が、トライアル事業の内容、調査事業者の名称等を、調査事業者の許可なく公表することはありません。
- (4) トライアル事業は、調査事業者が責任をもって遂行し、事業実施に伴うリスクは調査事業者が負うものとします。

5 その他

本要項に定めるもののほか、トライアル事業の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

6 事務局（問合せ先）

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地
南砺市 総務部 行革・施設管理課（南砺市役所4階）
TEL：0763-23-2051 mail：gyoukaku@city.nanto.lg.jp